

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十五条第一項の地方公共団体の機関、その長又はその職員等を定める規則

（県例規集登載）

### 【告示】

岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正  
技能検定試験手数料の金額の一部改正  
（以上県例規集登載）

特定施設の設置許可申請

”

救急病院の指定

救急病院等の指定

知事指定薬物の指定

指定居宅介護支援の事業の廃止

保安林の解除予定

”

道路の区域変更

道路の供用開始

### 【公告】

人事課

県民生活交通課

労働雇用政策課

環境管理課

”

医療推進課

医薬安全課

長寿社会課

治山課

”

道路整備課

## 目次

担当課（室）

特定非営利活動法人の設立認証の申請  
国土調査の成果の認証

岡山県酪農・肉用牛生産近代化計画の縦

覧

開発許可を受けた開発行為に関する工事

の完了

”

### 【正誤】

保安林の指定施業要件の変更予定の正誤

県民生活交通課  
中山間・地域振興課  
畜産課

建築指導課

”

治山課

岡山県規則第三号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十五条第一項の地方公共団体の機関、その長又はその職員等を定める規則を次のように定める。

平成二十八年三月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十五条第一項の地方公共団体の機関、その長又はその職員等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百十八号）第一条第二項の規定により地方公共団体の規則で定めることとされている女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十五条第一項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で政令で定めるものは次の表の上欄に掲げるものとし、これらのものが同項に規定する特定事業主行動計画を定める職員はそれぞれ同表の下欄に掲げる職員とする。

知事	知事が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
人事委員会	人事委員会が任命する職員
海区漁業調整委員会	海区漁業調整委員会が任命する職員
公営企業管理者	公営企業管理者が任命する職員

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

岡山県告示第百二十五号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十七年度分の補助金から適用する。

平成二十八年三月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

表県民生活部の部岡山県離島航路対策補助金の項の次に次のように加える。

岡山県広域特定航路安全航行確保事業補助金	宇高航路において運航される船舶の航行の安全の確保	宇高航路における安定した運航の確保に	宇高航路における安定した運航の確保に取り組む事業	補助対象経費に三分の二を乗じて得た額に四分の一を乗じて得た額。ただし、補助対象経費が四千五百万円を超えるときは、補助対象経費を四千五百万円として算定した額
たものめられ ると認 要であ 援が必 て、支 におい 協議会 成する 体で構 係自治 及び関 ち、国 者のう む事業 取り組 確保に 運航の 定した				

岡山県告示第百三十六号

平成十二年岡山県告示第百七十一号（技能検定試験手数料の金額）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

実技試験手数料金額の2の表中、「カーテンウォール施工」を「カーテンウォール施工」に改め、実技試験手数料金額の3の表中、「配管」の下に「鉄筋施工」を加える。

岡山県告示第百三十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 丸五ゴム工業株式会社

住 所 倉敷市上富井58

氏 名 代表取締役社長 藤木 達夫

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 丸五ゴム工業株式会社矢掛工場

所在地 小田郡矢掛町東川面417

# 平成28年3月11日 岡山県公報 第11768号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新	設	
種	類	51の2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 (No.38)		
能	力	87.1kg / 回		
工事着手予定年月日		許可後直ちに		
工事完成予定年月日		着手後2週間		
使用開始予定年月日		平成28年7月		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		25分 / 回 15時間 / 日		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区	分	通 常	最 大
	水 量 ( m <sup>3</sup> / 日 )		0.35	0.56
	p H		6.5	7.0
	B O D ( mg / ℓ )		404.3	549.6
	C O D ( mg / ℓ )		808.6	1099.2
	S S ( mg / ℓ )		19.0	53.0
	油 分 ( mg / ℓ )		2.6	5.8
	T - N ( mg / ℓ )		6.0	9.9
	T - P ( mg / ℓ )		0.33	0.50
	チウラム ( mg / ℓ )		<0.0006	<0.0006

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

# 平成28年3月11日 岡山県公報 第11768号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	酸素直接曝気 + 回転円板濾床 + 排水処理施設				同左				
種 類	汚泥固定式 + MIXFLOシステム + 活性汚泥				同左				
構 造	FRP, ステンレス配管, 鉄筋コンクリート				同左				
主 要 寸 法	0.1m × 40.0m 2.44m × 7.0m L 4.2m × W 9.595m × H 3.0m L 7.9m × W 17.7m × H 5.0m				同左				
能 力	150m <sup>3</sup> /日				同左				
処 理 の 方 法	酸素直接曝気法 + 間接曝気法 + 活性汚泥法				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				着手後2週間				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				平成28年7月				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間 季節的変動若干あり				同左				
使用時間においてか汚水等の排出される状態及びその通常の値並びに最大値の概要	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 ( m <sup>3</sup> / 日 )	63.6	78.3	63.6	78.3	63.9	78.8	63.9	78.8
	p H	6.8	7.3	6.8	7.3	同左			
	B O D ( mg / ℓ )	46.2	75.3	7.4	12.6				
	C O D ( mg / ℓ )	92.3	151.1	14.7	25.2				
	S S ( mg / ℓ )	15.0	40.0	8.0	21.0				
	油 分 ( mg / ℓ )	8.0	10.0	5.0	6.0				
	T - N ( mg / ℓ )	6.00	9.89	9.87	14.48				
	T - P ( mg / ℓ )	0.33	0.5	0.76	1.09				
大腸菌群数 ( 個 / cm <sup>3</sup> )	無数	無数	無数	無数					
チウラム ( mg / ℓ )	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006					

備考 排水処理施設で処理された汚水等は、全量公共下水道へ排出される。

# 平成28年3月11日 岡山県公報 第11768号

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成28年3月11日から同年4月1日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び矢掛町役場



岡山県告示第百二十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 N T N株式会社

住所 大阪府大阪市西区京町堀1丁目3番地17号

氏名 代表取締役社長 大久保博司

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 N T N株式会社 自動車事業本部 岡山製作所

所在地 備前市畠田500番地の1

# 平成28年3月11日 岡山県公報 第11768号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設	新 設	新 設	新 設					
種	類	63 - イ 金属製品製造業の用に 供する焼入れ施設 5, 6 (C V J)	63 - イ 金属製品製造業の用に 供する焼入れ施設 7 (C V J)	63 - イ 金属製品製造業の用に 供する焼入れ施設 8 ~ 10 (C V J)	63 - イ 金属製品製造業の用に 供する焼入れ施設 11 ~ 14 (C V J)					
能	力	390 k g / 時 (1台当たり)	200 k g / 時	200 k g / 時 (1台当たり)	同左					
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設	既設	既設	既設					
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設	既設	既設	既設					
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに	許可後直ちに	許可後直ちに	許可後直ちに					
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間	同左	同左	同左					
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	
	水 量 ( m <sup>3</sup> / 日 )	0	0.12	0	0.05	0	0.12	0	0.05	
	p H	8.5 ~ 9.5	8.0 ~ 10.0	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	B O D ( m g / l )	7,000	7,000							
	C O D ( m g / l )	50,000	50,000							
	S S ( m g / l )	300	300							
	油 分 ( m g / l )	50	50							
	T - N ( m g / l )	3,000	3,000							
	T - P ( m g / l )	5.0	5.0							
	大腸菌群数 ( 個 / cm <sup>3</sup> )	0	0							

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

# 平成28年3月11日 岡山県公報 第11768号

区	分	新	設	新	設	新	設	新	設
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 15～17（C V J）		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 18～21（C V J）		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 22～25（C V J）		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 2～6（アクスル）	
能	力	830m l / 時 （1台当たり）		630m l / 時 （1台当たり）		10m l / 時 （1台当たり）		10.4m l / 時 （1台当たり）	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設		既設		既設		既設	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設		既設		既設		既設	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		許可後直ちに		許可後直ちに		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 ( m <sup>3</sup> / 日 )	26	26.04	26	26.05	0.58	0.59	0	0.05
	p H	6.0～8.0	5.5～8.5	6.0～8.0	5.5～8.5	6.5～9.5	6.0～10.0	8.9～9.8	8.5～10.2
	B O D ( m g / l )	12	30	3.0	30	3.0	3,000	530	530
	C O D ( m g / l )	100	3,000	7.0	3,000	8.0	30,000	3,410	3,410
	S S ( m g / l )	7.0	60	3.0	60	2.5	300	1,000	1,000
	油 分 ( m g / l )	5.0	120	3.0	120	2.5	400	8,690	8,690
	T - N ( m g / l )	5.0	110	3.0	110	2.5	300	275	275
	T - P ( m g / l )	170	5,000	7.0	5,000	2.0	5,000	0.6	0.6
	大腸菌群数 ( 個 / cm <sup>3</sup> )	10	1,000	10	1,000	0	0	0	0

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 平成28年3月11日 岡山県公報 第11768号

区 分	新 設	新 設	新 設	新 設					
種 類	63 - イ 金属製品製造業の用に 供する焼入れ施設 42, 43 (アクスル)	63 - イ 金属製品製造業の用に 供する焼入れ施設 44, 46 (アクスル)	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 45 (アクスル)	63 - イ 金属製品製造業の用に 供する焼入れ施設 47 (アクスル)					
能 力	200 k g / 時 ( 1 台当たり )	400 k g / 時 ( 1 台当たり )	75 m l / 時	219 k g / 時					
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既設	既設	既設	既設					
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既設	既設	既設	既設					
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許可後直ちに	許可後直ちに	許可後直ちに	許可後直ちに					
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間	同左	同左	同左					
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 ( m <sup>3</sup> / 日 )	0	0.98	同左	0	0.028	0	0.22	
	p H	5.5 ~ 9.5	5.0 ~ 10		5.5 ~ 10.5	5.0 ~ 11	8.2 ~ 9.0	7.0 ~ 9.5	
	B O D ( m g / l )	5.0	5.0		5,000	5,000	62	62	
	C O D ( m g / l )	5.0	5.0		10,000	10,000	1,245	1,245	
	S S ( m g / l )	5.0	5.0		200	200	8.0	8.0	
	油 分 ( m g / l )	1.0	1.0		200	200	6.0	6.0	
	T - N ( m g / l )	10	10		1,500	1,500	20	20	
	T - P ( m g / l )	1.0	1.0		5.0	5.0	0.8	0.8	
	大腸菌群数 ( 個 / cm <sup>3</sup> )	1,000	1,000		1,000	1,000	10	10	

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成28年3月11日 岡山県公報 第11768号

区	分	新	設	新	設
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 48(アクスル)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 49(アクスル)	
能	力	27.6m l / 時		21.7m l / 時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設		既設	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設		既設	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 ( m <sup>3</sup> / 日 )	0	0.02	0	0.01
	p H	8.2~9.0	7.5~9.5	8.5~8.8	8.0~9.0
	B O D ( mg / l )	660	660	5,100	5,100
	C O D ( mg / l )	2,200	2,200	31,000	31,000
	S S ( mg / l )	190	190	350	350
	油 分 ( mg / l )	520	520	65	65
	T - N ( mg / l )	380	380	480	480
	T - P ( mg / l )	0.7	0.7	0.6	0.6
	大腸菌群数 ( 個 / cm <sup>3</sup> )	15	15	10	10

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 平成28年3月11日 岡山県公報 第11768号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	U P - 003				同左				
種 類	加圧浮上式凝集沈殿処理施設								
構 造	円筒鋼板製								
主 要 寸 法	4,800mm × 2,300mm								
能 力	80m <sup>3</sup> /時								
処 理 の 方 法	加圧浮上分離				pH調整 + 加圧浮上分離				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				着手後直ちに				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				完成後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要 当該施設において排出される汚水の通常値及び最大値並びに通常値及び最大値の汚水等の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 ( m <sup>3</sup> / 日 )	630	680	630	680	同左			
	p H	7~8	7~8	7~8	7~8	6~8	6~8	6~8	6~8
	B O D ( mg / ℓ )	100	100	15	20	同左			
	C O D ( mg / ℓ )	35	35	15	25				
	S S ( mg / ℓ )	300	300	15	20				
	油 分 ( mg / ℓ )	150	150	1	2				
	T - N ( mg / ℓ )	12.5	12.5	5.8	8.3				
	T - P ( mg / ℓ )	5.8	5.8	0.8	1.5				
大腸菌群数 ( 個 / cm <sup>3</sup> )	0	0	0	0					

# 平成28年3月11日 岡山県公報 第11768号

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	U P - 069				同左				
種 類	活性炭吸着塔								
構 造	円筒鋼板製								
主 要 寸 法	2,800mm × 3,050mm 2基								
能 力	80m <sup>3</sup> /時								
処 理 の 方 法	砂ろ過				砂ろ過 + 活性炭吸着				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				着手後直ちに				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				完成後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要 当該排出物の汚染状態及びその最大値並びに通常値の汚染状態及びその最大値の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 ( m <sup>3</sup> / 日 )	630	680	630	680	同左			
	p H	7~8	7~8	7~8	7~8	6~8	6~8	6~8	6~8
	B O D ( mg / ℓ )	15	20	10	15	同左			
	C O D ( mg / ℓ )	15	25	12	20				
	S S ( mg / ℓ )	15	20	10	15				
	油 分 ( mg / ℓ )	1	2	1	2				
	T - N ( mg / ℓ )	12.5	12.5	5.8	8.3				
	T - P ( mg / ℓ )	5.8	5.8	0.8	1.5	0.8	1.5	0.8	1.5
大腸菌群数 ( 個 / cm <sup>3</sup> )	0	0	0	0	同左				

# 平成28年3月11日 岡山県公報 第11768号

## (5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 1				No. 4~20	
	変更前		変更後		新設	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大
水量 (m <sup>3</sup> /日)	1,010	1,060	800	1,060	0	0
pH	7~8	7~8	6~8	6~8	-	-
BOD (mg/l)	10	15	同左		-	-
COD (mg/l)	12	20			-	-
SS (mg/l)	10	15			-	-
油分 (mg/l)	1.0	2.0			-	-
T-N (mg/l)	4.0	8.0			-	-
T-P (mg/l)	0.14	1.0			-	-
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	0	0	500	500	-	-

## 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成28年3月11日から同年4月1日まで
- (2) 場所 岡山県環境文化部環境管理課及び備前市役所



平成28年3月11日 岡山県公報 第11768号

岡山県告示第百三十九号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院である。

平成二十八年三月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

名称 独立行政法人国立病院機構岡山医療センター

所在地 岡山市北区田益一七一・一

二 有効期限

平成三十一年四月四日

附 則

この告示は、平成二十八年四月五日から施行する。

平成28年3月11日 岡山県公報 第11768号

岡山県告示第四百十号

次の病院及び診療所は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院及び救急診療所である。

平成二十八年三月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院等の名称及び所在地

名 称 平病院

所在地 和气郡和气町尺所四三八

名 称 村上脳神経外科内科

所在地 笠岡市大井南二八・四

二 有効期限

平成三十一年三月二十六日

附 則

この告示は、平成二十八年三月二十七日から施行する。

岡山県告示第四百四十一号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成二十八年三月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 ニ・六ビス(4・フルオロフェニル)メチル]スルフィニルヱアセトアミド(通称名Bisfluoromodafinil)及びその塩類

2 ニ・(四・フルオロフェニル)・三・メチルモルフォリン(通称名四・FPM)及びその塩類

3 (E)・メチルニ・六(ニS・三S・十二bS)・三・エチル・八・メトキシ・一・ニ・三・四・六・七・十二・十二b・オクタヒドロインドロ「ニ・三・a」キノリジン・ニ・イルヱ・三・メトキシアクリラート(通称名Mitragnine)及びその塩類

4 (E)・メチルニ・六(ニS・三S・七aS・十二bS)・三・エチル・七a・ヒドロキシ・八・メトキシ・一・ニ・三・四・六・七・七a・十二b・オクタヒドロインドロ「ニ・三・a」キノリジン・ニ・イルヱ・三・メトキシアクリラート(通称名七a・Hydroxy・七H・mitragynine)及びその塩類

5 N・(ニ・フェニルプロパン・ニ・イル)・一・「(テトラヒドロ・ニH・ピラニ・四・イル)メチル」・一H・インダゾール・三・カルボキサミド(通称名CUMYL・THPINACA)及びその塩類

二 指定の理由

条例第二条第七号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

附 則

この告示は、平成二十八年三月十二日から施行する。

平成28年3月11日 岡山県公報 第11768号

岡山県告示第四百十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年三月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアプランサービス本荘

2 所在地

岡山県和気郡和気町衣笠四五三・一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社スマイルハート虹

2 所在地

岡山県和気郡和気町衣笠五二二・一

三 廃止年月日

平成二十八年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七二二三〇〇六四四

五 サービスの種類

居宅介護支援

岡山県告示第四百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があつた。

平成二十八年三月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

美作市大原字亀河原六〇二の四から六〇二の六まで、字新道下夕六〇四の五

二 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

三 解除の理由

道路用地とするため

岡山県告示第四百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があつた。

平成二十八年三月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

井原市芳井町川相字大段二一七三の七

二 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

三 解除の理由

農道用地とするため

一 解除予定保安林の所在場所

井原市芳井町川相字大段二一七二の二七から二一七二の三三まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

平成28年3月11日 岡山県公報 第11768号

岡山県告示第四百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 中福田湯原線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
真庭市藤森字土伏一七〇番一五地先から 真庭市藤森字土伏一七〇番一五地先まで		新	八・〇 八八・五	一三三・七・〇
		旧	七・〇 八八・五	一三三・七・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 倉敷清音線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
倉敷市青江字西河原八五六番六地先から 倉敷市青江字西河原八五九番一地先まで		新	七・〇 一一・七	一一四・七
		旧	(メートル)	(メートル)

倉敷市青江字西河原八五九番一地先まで 倉敷市青江字西河原八五六番六地先から	倉敷市青江字西河原八五八番一二地先を 経て 倉敷市青江字西河原八五九番一地先まで
旧	新
七・〇 一・一・七	七・〇 一五・三
一 二四・七	一 二九・一



平成28年3月11日 岡山県公報 第11768号

岡山県告示第四百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日（時間）
一般国道	四八二号	真庭市蒜山吉田字荒畑八五番一地从先から 真庭市蒜山吉田字下田七一番一地从先まで	平成二十八年三月十一日
県道	中福田湯原線	真庭市藤森字土伏一七〇番一五地从先から 真庭市藤森字土伏一七〇番一五地从先まで	平成二十八年三月十二日（七時）
		倉敷市青江字西河原八五六番六地从先から 倉敷市青江字西河原八五九番一地从先まで	
	倉敷清音線	倉敷市青江字西河原八五六番六地从先から 倉敷市青江字西河原八五八番一、二地从先を経て 倉敷市青江字西河原八五九番一地从先まで	

〔九一〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十八年三月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十八年三月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人なないろ

三 代表者の氏名

三宅 宏幸

四 主たる事務所の所在地

倉敷市連島四丁目一番七号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障がい者（児）・児童・子育て世代の方々が、住み慣れた地域で安心して暮らすため、介護保険法及び老人福祉法に基づく事業や障害者総合支援法に基づく事業、また児童福祉法に基づく事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(九二) 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十八年三月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市	調査を行った者の名称
平成二十五年四月 、 平成二十七年三月	調査を行った期間
倉敷市 地籍図及び 地籍簿	成果の名称
玉島柏島の 一部	調査を行った地域
平成二十八年三月二日	認証年月日

〔九三〕酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第  
二条の三第一項の規定により岡山県酪農・肉用牛生産近代化計画を定めたので、関係書  
類を岡山県農林水産部畜産課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

〔九四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による  
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年三月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字延西三四三・三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中島二〇〇九・一（ジヨリカ A一〇一）

俣野 義和

三 許可番号

岡山県指令建指第二七二号

平成28年3月11日 岡山県公報 第11768号

〔九五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による  
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年三月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市穂崎字柳之内五三四・一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

赤磐市穂崎五三三

馬場 弘之

三 許可番号

岡山県指令建指第二六八号

(一) 平成二十七年十月十三日付け公布岡山県告示第四百九十号(保安林の指定施業要件の変更予定)に誤りがあった。

行	終わりから四
誤	立木の伐採の限度
正	立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種